

## 武井委員御意見

- 資料1「5. 政策の推進方策」にかかわって、各種施策の推進に必要な条件整備に教育委員会として努力することを明確にすべき。

この点は、前回会議で発言したこととも重なるが、各種施策の推進は、ヒト・モノ・カネにかかわる条件を整えてはじめて可能になる。条件整備が不十分ななかで「成果」を出すことは困難であり、達成状況の把握・点検・評価を行うための前提として、各種施策の中・長期的な展望が描けるだけの環境を教育委員会の責任のもと整える必要がある。

そこで、「5. 政策の推進方策」に「県教育委員会は、各種施策の推進に必要な人的・物的条件の整備方針を設定し、毎年の達成状況を点検・評価する。」という項目を追記してはどうか。

たとえば地域学校協働本部事業では、毎年のように翌年度以降の事業の継続を気かけながら、子どもの居場所づくり等に取り組む地域の方々の姿がある。むろん財政状況が厳しいなどの理由で条件整備が十分に進まないことも考えられるが、県教育委員会がそのスタンスを明確にすることは、中・長期的な視野で「社会全体で支え合い、子どもを育む」ことにもつながると考える。

- 柱2の小項目については、

- (1) 乳幼児期からの子育て支援充実
- (2) 地域における子どもの居場所づくり推進
- (3) 地域と学校の連携・協働推進
- (4) 滋賀型コミュニティ・スクールの深化と拡充
- (5) 家庭の経済状況へ対応

と整理することを提案する。

(1) は、案の「(2) 家庭の教育力の向上」と「(3) 子育て支援の充実」を融合させたもの。

(2) は県内で急速に広がる「こども食堂」の取組、生活困窮者自立支援法第6条に基づく中学生を対象とした学習支援事業、地域学校協働本部を活用した放課後や土曜日の居場所づくりなど、これまで県内で行われてきた各種実践を発展させることが重要。併せて、過日出された通知(30文科生第267号)の内容を踏まえれば、地域における子どもの居場所づくりに対して行政

や学校が一定のサポートをすることも今後は不可欠になると思われる。

(3) 地域と学校の連携・協働の推進は、いただいた案にある「(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実」の内容となる。小・中学校においては上記(2)で挙げたような「子どもの居場所づくり」を行う各種団体(NPO等を含む)とも適切に連携を図ることが求められると考える。

(4) これまで県内では、主に小・中学校において学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクールへの移行)が進められてきた。滋賀県のコミュニティ・スクールには、i) 困難な状況に置かれた子どもを下支えする実践の展開とii) 子どもの自己肯定感・自己有用感を醸成する社会参画の機会の提供、という大きく二つの特徴が見られると考える。今後、これまで学校運営協議会を設置してこなかった小・中学校はもちろんのこと、他の学校種についてもコミュニティ・スクールへの移行が求められるようになることから、滋賀ならではのコミュニティ・スクールの在り方を深化させていく必要があると思われる。

(5) 家庭の経済状況への対応は、いただいた案にある「(4) 家庭の経済状況への対応」の内容となる。

○経済的に厳しい家庭への支援は重要。

「こども食堂」をはじめとした「地域における子どもの居場所づくり」が県内で急速に進みつつあることも注目すべきポイントであると考え、上記(2)の項目を設ける案とした。

○「安心して子育てができる環境の整備」は重要であるが、「乳幼児期」と「学齢期以降」ではその内容も変わってくることから、一定の整理が必要である。そこで、「乳幼児期」にかかわる上記(1)の項目を独立させるとともに、「学齢期以降」の環境整備にかかわる内容を(2)～(5)の小項目で展開させる案とした。

○努力義務化がなされたコミュニティ・スクール制度にも触れる必要があると考え、上記(4)の項目を設ける案とした。